

【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その215：付添人と一緒に渡航する未成年外国人のフィリピン入国要件）（再案内）

● 2022/07/21 木 16:35

【ポイント】

●海外から付添人（18歳以上の成人）と一緒にフィリピンに入国する未成年外国人の入国要件（規則）について、改めて案内します。

【本文】

1 本日（21日）案内しました「（その214：付添人のいない未成年外国人のフィリピン入国規則（変更）」）に関し、海外から付添人（18歳以上の成人）と一緒に渡航する未成年外国人のフィリピン入国要件（特にRT-PCR検査結果の要否）について、改めて以下のとおり案内します。

なお、本内容はIATF決議第168号を元に案内しました「（その207：外国人のフィリピンへの入国に係る要件等：変更）」のとおりで。

（1）フィリピン到着時、出発国出発前48時間以内の陰性のRT-PCR検査結果、または医療施設、研究所、診療所、薬局、又はその他の同様の施設で医療専門家によって管理・認定された検査室における24時間以内に陰性の抗原検査を提示すること（乗り継ぎ者については、乗り継ぎ空港の敷地外ないし乗り継ぎ国に入域・入国していない者は、これから除かれる。）。ただし、以下の者は上記出発前RT-PCR検査要件から免除される。

（ア）新型コロナ・ワクチンの初回接種（Primary series）（注）済みで、かつ少なくとも1回の追加接種（Booster shot）を受けた18歳以上の外国人

（イ）出発国出発日時から14日間以上前に新型コロナ・ワクチンの初回接種（Primary series）（注）した12歳から17歳の外国人

（ウ）新型コロナ・ワクチンの初回接種（Primary series）（注）済みで、かつ少なくとも1回の追加接種（Booster shot）を受けた両親または保護者が同伴する12歳未満の外国人（ワクチン接種状況に関係なし）

（注）初回接種（Primary series）

初回：2回接種する種類のワクチンを2回接種済み、あるいは1回接種する種類のワクチンを接種済みのこと。

（2）フィリピン国籍者の親と一緒に渡航する外国人子

（ア）フィリピン国籍者の親と一緒に渡航する12歳未満の外国人子は、フィリピン国籍者の親の検査、検疫規則に従う。

（イ）フィリピン国籍者の親と一緒に渡航する12歳から17歳までの外国人子は、ワクチン接種状況に基づいて検疫規則に従う。フィリピン国籍者の親は、その外国人子が施設における検疫隔離期間中、同行する必要がある。

2 なお、7月11日付けにて案内しました、陰性のRT-PCR検査結果の提示をしないとして入国が認められなかったという事例「（その213：12歳から17歳の外国人のフィリピンへの入国に係る要件）」につきましては、付添人のいない未成年が単独で入国する時に発生したものです。

3 本件に関する問合せ先

上記の内容はフィリピン政府の発表によるものであり、その解釈等はフィリピン政府の専権事項となりますので、より具体的な内容等については、フィリピン入国管理局、フィリピン検疫局、在

日フィリピン大使館等にお尋ねください。

4 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（決議第 168 号：海外から入国するフィリピン人、外国人の入国、検査、検疫規則）  
<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/05may/20220526-IATF-Resolution-168-RRD.pdf>

●当館（在フィリピン日本国大使館）HP

・（その 207：外国人のフィリピンへの入国に係る要件等：変更）（5 月 26 日発表）

[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00866.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00866.html)

・（その 213：12 歳から 17 歳の外国人のフィリピンへの入国に係る要件）

[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00903.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00903.html)

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

[https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00309.html](https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html)

.....

この情報は、在留届、メールマガジン及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録、または当館メールマガジンに登録をお願いします。

災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3 か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3 か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

在留届・たびレジ登録

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>)

メールマガジン登録 (<https://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/ph.html>)

(問い合わせ窓口)

○フィリピン入国管理局(BOI)（入国に関する照会先）

Telephone Numbers : (02) 8465-2400 / (02) 8524-3769

Website : <https://immigration.gov.ph/>

Facebook : [immigration.helpline.ph](https://www.facebook.com/immigration.helpline.ph/) / [officialbureauofimmigration](https://www.facebook.com/officialbureauofimmigration)

Twitter : [immigrationPh](https://twitter.com/immigrationPh)

Instagram : [immigPh](https://www.instagram.com/immigPh)

Email : [immigPH@gmail.com](mailto:immigPH@gmail.com)、[xinfo@immigration.gov.ph](mailto:xinfo@immigration.gov.ph)、[binoc\\_immigration@hotmail.ph](mailto:binoc_immigration@hotmail.ph)、[immigration.helpline.ph@gmail.com](mailto:immigration.helpline.ph@gmail.com)

○フィリピン検疫局(BOQ)（PCR 検査およびワクチンに関する照会先）

Department of Health (DOH) Call Center

Department of Health Central Office

Telephone Number: (02) 8651-7800 local 5003-5005 or (02) 5318-7500  
DOH Call Center text: 0918-8888364  
Email Address: [callcenter@doh.gov.ph](mailto:callcenter@doh.gov.ph) OR [boq.opcen@gmail.com](mailto:boq.opcen@gmail.com)

○在日フィリピン大使館

<https://tokyo.philembassy.net/ja/contact-info/#nav-cat>

(在外公館連絡先)

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：[http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City

電話：(市外局番 032) 231-7321 / 7322

FAX：(市外局番 032) 231-6843

ホームページ：[https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：(市外局番 082) 221-3100

FAX：(市外局番 082) 221-2176

ホームページ：[https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)